

1998年1月8日
(平成10年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

市営住宅入居者管理業務等に係るコンピュータ利用について（答申）

1997年（平成9年）12月17日付けで諮問された、市営住宅入居者管理業務、市営住宅収入認定業務及び市営住宅家賃収納業務（以下これらを「本業務」という。）に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- ・ 本市では、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、建設、買取り又は借上げを行い市営住宅を確保し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸するとともに、当該市営住宅の維持管理等を行っている。
- ・ 従来の家賃は、入居者の収入に応じて、第1種及び第2種住宅の区分で住棟単位に決定していた。平成8年に法が改正され、これに伴い平成9年に新たに条例を制定したことにより、家賃は、近傍同種の住宅の家賃以下で、入居者の収入に応じて8段階に分類された家賃算定基礎額に、住戸の面積、築年数、立地条件及び利便性を掛け合わせて、個々の住戸ごとに決定する。
- ・ 本市の市営住宅管理戸数は、1,457戸あり、家賃の賦課業務が複雑になったことから、現在の汎用コンピュータを利用したシステムでは対応できなくなったため、パッケージソフトの「公営住宅電算システム」を導入し、本業務

をコンピュータ化することにより、家賃の賦課業務、入居者管理台帳の作成業務、入退居に伴う各種通知書の発送業務、統計業務及び家賃対策補助金交付申請業務における各事務の効率化が図られる。また、入居者からの問い合わせに対し迅速に対応することもでき、市民サービスの向上が図られる。

- ・ 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全確保を図るため、「市営住宅入居者管理業務等個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

本業務は、低額所得者の住宅不足を緩和するために市営住宅の供給が行われており、市営住宅管理戸数も相当数に上っている。そのため市が賃貸等している市営住宅の家賃の決定や維持管理等、あるいは入居者からの問い合わせに対する対応について、迅速かつ正確な事務処理が求められており、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るために、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- ・ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

ア 基本的事項

住所、氏名、性別、生年月日、続柄、電話番号

イ 収入事項

収入、税情報(所得情報及び障害、寡婦、扶養控除等の各控除情報)、職業

ウ 入退居事項

入退居年月日、保証人(緊急時)連絡先、退居時連絡先

- ・ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全確保のために必要な事項を定めた「市営住宅入居者管理業務等個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

なお、事業主管課においては、本業務で取り扱う個人情報のデータ保護管理について、徹底を図られたい。

以 上